

2/8 早稿

# 救急医療の診療報酬増

## 厚労省改定 患者負担に上乗せ

厚生労働省は七日、医療サービスの価格である診療報酬について、一〇一〇年度の改定内容を決めた。医師らの働き方改革推進が

かりつけの診療所との役割分担を強化し、症状に応じた受診を患者に促す。四月から実施する。

中央社会保険医療協議会（中医協、厚労相の諮問機関）が答申した。

一四年度から勤務医も残業時間の上限規制対象となる。働き方改革では、地域の救急医療を担う病院に限り

かりつけの診療所との役割分担を強化し、症状に応じた受診を患者に促す。四月から実施する。

入院料に五千二百円を上乗せする。患者の窓口負担はそのうち一一二割。救急車とドクターヘリによる患者搬送件数年一千件以上が条件。対象は最大約九百病院で約四百億円を充てる。

紹介状なしで大病院を受診した患者から診察代とは

別に追加料金（初診で五千円以上、再診で二千五百円

以上）を徴収する制度を拡大。対象を現在の四百床以上から二百床以上とし、約四百二十病院から約六百七十病院に広げる。

高齢者の増加に合わせ、「入院から在宅」の流れも強化する。二十四時間体制で難病患者らに専門的な訪問看護ができる医療機関への加算を新設する。

新たに保険適用の対象となるものもある。ギャンブル依存症の治療や加熱式たばこを吸う人の禁煙治療、遺伝性乳がんと診断された患者が、健康な乳房を予防的に切除する手術などだ。